

第10回（令和8年度）食品ロス削減全国大会開催地募集要項

1. 趣旨

令和8年度に開催予定の第10回食品ロス削減全国大会を開催する地方公共団体等を募集するものです。

2. 応募対象

都道府県、市町村、特別区又は都道府県、市町村、特別区を含む実行委員会（以下「応募者」という。）

※複数の都道府県、市町村、特別区が共同して応募することも可能とします。

3. 募集方法

応募する場合は、以下の企画のポイント及び4の留意事項を踏まえ、5～7に沿って提出してください。

<企画のポイント>

- ①事業計画は、具体的かつ実現可能性のあるものであること
- ②他の地方公共団体に波及効果があること
- ③他の地方公共団体、事業者、消費者等と連携し、多様な主体が参画するものであること
- ④開催地の特徴を生かした独自性や先進性があり、集客効果の高いものであること

4. 募集に当たっての留意事項

(1) 日程

「食品ロスの削減の推進に関する法律」で定める「食品ロス削減の日」である令和8年10月30日（金）の1日間、又は令和8年10月30日（金）とその前後の日である10月29日（木）若しくは31日（土）を含めた2日間のいずれか。

(2) 主催等

応募（決定）者及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が主催となります。なお、消費者庁、農林水産省及び環境省が共催（予定）となります。

(3) 開催内容の決定

開催内容については、企画提案を元に、8.の結果、開催地に決定された地方公共団体等（以下「開催者」という。）が全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、消費者庁、農林水産省及び環境省と調整を

行い、決定します。

(4) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会総会支援

開催者は、第10回食品ロス削減全国大会に併せて行う「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」総会開催の資料印刷や会場確保など必要な支援を行うこととします。

なお、これらに係る費用については、原則として開催者が負担することとします。

(5) 食品ロス削減推進表彰の表彰式

開催者は、第10回食品ロス削減全国大会のプログラム内に、消費者庁、及び環境省主催の「食品ロス削減推進表彰」及び農林水産省が公募により選定した補助事業者主催の「食品産業もったいない大賞」の表彰式を組み込み、実施していただきます。

なお、受賞者との連絡調整は消費者庁及び環境省、農林水産省が公募により選定した補助事業者がそれぞれ実施するとともに、受賞者の旅費、表彰状の手配等に係る費用については、消費者庁及び環境省、農林水産省が公募により選定した補助事業者がそれぞれ負担することとします。

(6) 開催にあたっての支援

食品ロス削減全国大会の開催にあたって、運営費の1/2を上限として、消費者庁地方消費者行政強化交付金を申請いただくことも可能です(別添「地方消費者行政強化交付金(概要)」参照)。

なお、過去の全国大会においても同交付金を御活用いただいております。

5. 応募書類

別紙様式に必要事項を御記載いただき、必要に応じて参考資料(様式自由)を付してください。

6. 応募期間

令和7年8月8日(金)まで

7. 提出先

以下宛先にメールにて御提出ください。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会
事務局：福井県エネルギー環境部循環社会推進課
tabekiri-net@pref.fukui.lg.jp

8. 開催地の決定

開催地は、事業計画の具体性・実現可能性、全国への波及効果、開催地の独自性・先進性や集客効果、多様な主体の参画や連携、予算の適正さ等を勘案し、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が消費者庁、農林水産省及び環境省に協議の上、決定します。

9. 結果の通知等

開催者が決まり次第、応募者に結果を連絡します（令和7年8月中旬を予定）。

なお、開催者の公表時期については、主催者と開催者との相談の上で決定しますが、現在のところ第9回食品ロス削減全国大会（東京都千代田区）での公表を予定しています。